第二条第二項第五号	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第七項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第七項
（略）		
第二条第四項	（略）	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第七項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第九条第五項において読み替えて準用する同令第八条
（略）		
第三条の十一第四項	別記第十八号の十一様式	別記第四十二号の十二の十一様式
第三条の十三第二項	特定行政庁及び指定確認検査機関	特定行政庁
	建築主事等及び確認検査員又は副確認検査員	建築主事等
第四条第一項	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
第四条第一項第四号	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項
	同法第十一条第二項	同法第十二条第三項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第二号、第三条第四項又は第四条第二項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第二号又は同令第九条第一項において読み替えて準用する同令第三条第四項若しくは第四条第二項
（略）		

第二条第二項第五号	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条第七項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項
（略）		
第二条第四項	（略）	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同規則第六条
（略）		
第三条の十一第四項	別記第十八号の十一様式	別記第四十二号の十二の十一様式
第四条第一項	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
	同法第十二条第一項	同法第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
（略）		